

み春野ふるさと夏祭り規約

(名称)

第1条 本規約は「み春野ふるさと夏祭り」(以下、「夏祭り」という)に関するものである。

(目的)

第2条 本規約の目的は、地域住民の親睦を深め、家族や参加者の楽しい思い出作りを促進することである。

(開催日)

第3条 夏祭りの開催日は、原則として毎年8月の第4週の土曜日とし、荒天の場合は翌日曜日に順延する。

(実行委員会)

第4条 夏祭りの実施に関する事項は、実行委員会によって定められる。実行委員会の構成員は自治会役員、サークル代表、出店関係者、役員経験者、その他のボランティア等で構成される。

(会計)

第5条 夏祭りに関わる会計は、一般会計とは別に管理される。夏祭りの収支は特別会計として管理され、夏祭り終了後に一般会計に組み入れられる。

(出店)

第6条 出店はサークル出店、自由出店(個人・グループ)、賛助会員の出店のみ認められる。賛助会員以外の出店や、政治団体や宗教団体の出店は禁止される。なお、未成年者のグループ・団体は保護者の管理監督下にある場合に限り出店が認められる。火気を使用する出店は、消防署への届出および消火器の設置を義務付ける。

(出店品目)

第7条 出店品目は実行委員会によって調整され、重複を避ける。

(出店料)

第8条 サークル出店、自由出店および賛助会員の出店者は実行委員会が定める出店料を納める。

(催し物)

第9条 催し物（盆踊り、花火、山車・御輿など）については、実行委員会によって決定される。

(寄付金および協賛金)

第10条 夏祭りの運営には寄付金・協賛金を受け付け、それを充てるものとする。

(事前準備)

第11条 夏祭りの事前準備は、実行委員会の構成員及び自治会班長等が協力して行うものとする。設営、備品の準備、装飾の取り付けなどの具体的な作業内容とスケジュールは、事前に実行委員会にて決定し周知する。

(清掃および後片付け)

第12条 夏祭り終了後の清掃および後片付けは、実行委員会の構成員及び自治会班長等が協力して行うものとする。清掃のスケジュールおよび具体的な作業内容は、事前に実行委員会にて決定し周知する。

(安全対策)

第13条 夏祭り開催中の安全対策は、実行委員会の責任で行われる。緊急時の連絡先および避難場所を事前に告知するものとする。

(善管注意義務の免責)

第14条 出店等のそれぞれの管理監督者のもとで事故が発生した場合、自治会に対する善管注意義務は免責されるものとする。

(連携・協力)

第15条 夏祭りの運営にあたっては、地元警察署・消防署および地域諸団体に連携・協力を仰ぐものとする。

(規約の改定)

第16条 本規約の改定は、自治会役員会によって行われる。

(施行)

第17条 本規約は、令和7年4月1日から施行される。